

# 野田ロータリークラブ週報



## Peace through Service

## 奉仕を通じて平和を

2012-2013年度 国際ロータリーのテーマ

第2696回例会(4月8日) 第2689号 2013.4.15発行 ■創立:昭和31年5月 ■例会日:毎週月曜日 PM12:30~13:30

会長:古谷 尊生 / 会長エレクト:伊藤 義雄 / 副会長:染谷 栄 / 幹事:三浦 直哉 / 副幹事:栗林 徹

例会場 事務局

〒278-0035 野田市中野台168-1 野田商工会館内5F(櫟のホール) TEL(04)7125-0061 FAX(04)7125-0055 ■発行責任者:古谷 光裕

### 会長挨拶



染谷 栄 副会長

3月28日ゴルフ同好会で優勝しました。  
自治会長、法人会支部長など、長につく役職が多くなりロータリーの会長も近づいて来ました。

### 第2696回例会

点	鐘	染谷 栄	副会長
司	会	中野祐三郎	会員
ソ	ン	グ	我等の生業

### 米山功労賞





高梨昇一郎 会員  
滝 和洋 会員  
染谷 栄 会員

### ニコニコボックス

- 高梨昇一郎 会員  
米山功労賞を頂きありがとうございます。
- 滝 和洋 会員  
米山功労賞を頂きありがとうございます。
- 染谷 栄 会員  
米山功労賞を頂きありがとうございます。
- 縄田 優 会員  
4月1日付にて異動となりました。2年間大変お世話になりました。
- 岡安 誠人 会員  
昨4月7日野田市サイクリング協会 The TRY angle 60 チャリロゲ2013なんとか開催、終了出来ました。
- 染谷 栄 会員  
結婚祝いありがとうございます。

### 御結婚祝い

染谷 栄 会員(4月2日)

### 幹事報告

三浦 直哉 幹事



### 例会変更のお知らせ

- 柏東ロータリークラブ  
4月18日(木)…4月16日(火)の「第10分区親睦ゴルフ及び合同例会」に変更のため休会
- 4月25日(木)…家族親睦移動例会(スカイツリー見学・屋形船)に変更のため休会
- 5月 2日(木)…定款第6条第1節により休会
- 柏ロータリークラブ  
4月17日(水)…4月16日(火)第10分区親睦ゴルフ及び合同例会に変更
- 米山功労クラブ感謝状をいただきました。
- 第1回米山功労者に染谷 栄 会員、高梨昇一郎 会員、滝 和洋 会員に表彰状がきています。

出席 今回分(4月8日分)  
会員48名中41名出席(85.41%)

(3月25日分)  
前々回訂正(79.59%)  
(前々回欠席10名中メーカー0名)

## 委員会報告

縄田 優 会員

- 野田市手をつなぐ親の会より  
機関紙「こぶし」がきています。
- 第10回里山シンポジウムの案内がきています。  
5/18(土)10:00~17:00 千葉経済大学
- 5/12(日)流山RC50周年  
集合 12:00 場所 キッコーマン駐車場
- 5/20(月)2700回記念夜間例会となります。  
会場 中里ごえんや 車の用意5:30
- 理事会にて承認された新会員の報告があります。
  - ・杉崎会員の後任  
茂木佐平治さん 野田ガス(株)  
代表取締役
  - ・縄田会員の後任  
古山 隆志さん (株)千葉興業銀行  
野田支店支店長

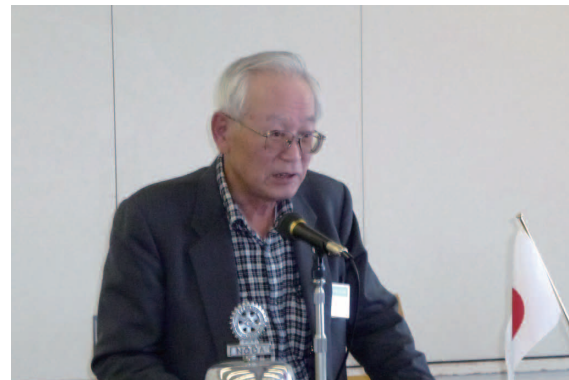


4月1日付で異動になり退会、  
2年間ありがとうございました。

## 卓 話

染谷 肇 会員

### 「相続税法の改正」



#### 基礎控除額の引き下げ

改正前	昭和50年	$2,000万円 + 400万円 \times \text{法定相続人の数}$
	昭和63年	$4,000万円 + 800万円 \times \text{法定相続人の数}$
	平成4年	$4,800万円 + 950万円 \times \text{法定相続人の数}$
	平成6年	$5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数}$
改正後	平成27年	$3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数}$

#### 相続税率の見直し

改正前		改正後	
法定相続分に応ずる取得金額	税率	法定相続分に応ずる取得金額	税率
1,000万円以下	10%	1,000万円以下	10%
3,000万円以下	15%	3,000万円以下	15%
5,000万円以下	20%	5,000万円以下	20%
1億円以下	30%	1億円以下	30%
3億円以下	40%	2億円以下	40%
3億円超	50%	3億円以下	45%
		6億円以下	50%
		6億円超	55%



未成年者控除・障害者控除の引き上げ

		改正前	改正後
20歳未満の未成年者	1年につき	6万円	10万円
85歳未満の障害者等	1年につき	6万円	10万円
85歳未満の特別障害者等	1年につき	12万円	20万円

贈与税率の見直し

改正前		改正後	
基礎控除・配偶者控除 控除後の課税価額	税率	基礎控除・配偶者控除 控除後の課税価額	税率
200万円以下	10%	200万円以下	10%
300万円以下	15%	300万円以下	15%
400万円以下	20%	400万円以下	20%
600万円以下	30%	600万円以下	30%
1,000万円以下	40%	1,000万円以下	40%
1,000万円超	50%	1,500万円以下	45%
		3,000万円以下	50%
		3,000万円超	55%

特定贈与財産に対する贈与税率の特例

直系尊属から贈与により財産を取得した20歳以上の者の贈与税

一般贈与財産		特定贈与財産	
基礎控除・配偶者控除 控除後の課税価額	税率	基礎控除・配偶者控除 控除後の課税価額	税率
200万円以下	10%	200万円以下	10%
300万円以下	15%	400万円以下	15%
400万円以下	20%	600万円以下	20%
600万円以下	30%	1,000万円以下	30%
1,000万円以下	40%	1,500万円以下	40%
1,500万円以下	45%	3,000万円以下	45%
3,000万円以下	50%	4,500万円以下	50%
3,000万円超	55%	4,500万円超	55%

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

祖父母（贈与者）が、平成25年4月1日から平成27年12月31日までに、金融機関に子又は孫（受像者）名義の口座等を開設し、教育資金を一括贈与した場合には、その教育資金について、子又は孫ごとに1,500万円（学校以外のものに支払われるものは500万円）を限度として贈与税を非課税とする。なお、この教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックするとともに資料を保管します。ただし、子又は孫が30歳に達する日に口座等は終了し、使い残しがあれば贈与税が課税されます。

相続税の節税

相続人数（養子縁組制度の活用）  
争続対策（遺言、遺産分割）  
生前贈与の活用（配偶者控除・連年贈与）

資産の活用（広大地）  
納税資金の準備

野田ロータリークラブ 例会・卓話予定表

月日	卓話・行事	月日	卓話・行事
4月14日(日)~15日(月)	益子・鬼怒川温泉親睦旅行	4月29日(月)	休日(昭和の日)地区協議会
4月22日(月)	卓話 滝 和洋 会員	5月6日(月)	振替休日